	25≦θの場合	15
	15≦θ＜25の場合	12
	θ＜15の場合	9
早強ポルトランドセメント	Fc≦36の場合	3
	5≦θの場合	3
	θ＜5の場合	6
中庸熱ポルトランドセメント	Fc≦36の場合	3
	10≦θの場合	6
	θ＜10の場合	6
	36＜Fc≦60の場合	3
	—	
	60＜Fc≦80の場合	6
低熱ポルトランドセメント	Fc≦36の場合	3
	θ＜15の場合	6
	5≦θの場合	0
	θ＜5の場合	3
	36＜Fc≦60の場合	3
	—	
	60＜Fc≦80の場合	3
高炉セメントB種	Fc≦36の場合	3
	15≦θ＜25の場合	3
	θ＜15の場合	6
	25≦θの場合	6
フライアッシュセメントB種	Fc≦36の場合	6
	10≦θ＜25の場合	3
	θ＜10の場合	6

この表において、Fc及びθは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fc　設計基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

θ　養生期間中の平均気温（単位　摂氏度）

第二第一号及び第二号中「一九九九」を「二〇一二」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十六条第二項の規定に基づき、型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定める件（昭和四十六年一月二十九日建設省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第一に次のただし書を加える。

ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

第一第一号中「又は」の下に「次のイ若しくはロに掲げる方法により求めた」を加え、同号に次のように加える。

イ　日本工業規格A一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）―二〇一二によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つたものである場合に限る。）。

ロ　次の式によつて計算すること。

$$fc_{te}=exp\left\{s\left[1-\left(\frac{28}{(te-0.5)/t_o}\right)^{1/2}\right]\right\}\cdot fc_{28}$$

この式において、fc_{te}、s、te、t_o及びfc_{28}はそれぞれ次の数値を表すものとする。

fc_{te}　コンクリートの圧縮強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

s　セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

セメントの種類	数値
普通ポルトランドセメント	○・三一
早強ポルトランドセメント	○・二一
中庸熱ポルトランドセメント	○・六○
低熱ポルトランドセメント	一・○六
高炉セメントB種及び高炉セメントC種	○・五四
フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種	○・五八

te　次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢（単位　日）

$$te=\frac{1}{24}\sum\Delta ti\cdot exp\left[13.65-\frac{4000}{273+T_i/T_o}\right]$$

この式において、Δti、T_i及びT_oはそれぞれ次の数値を表すものとする。

Δti　（i－1）回目のコンクリートの温度の測定（以下単に「測定」という。）からi回目の測定までの期間（単位　時間）

T_i　i回目の測定により得られたコンクリートの温度（単位　摂氏度）

T_o　一（単位　摂氏度）

t_o　一（単位　日）

fc_{28}　日本工業規格A五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇一四に規定する呼び強度の強度値（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値）（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

第一第二号ただし書中「ただし、」の下に「次のイ又はロに掲げる方法により求めた」を加え、「、圧縮強度試験の結果」を削り、「別表(は)欄」を「同表(は)欄」に、「一平方センチメートルにつき百二十キログラム」を「一平方ミリメートルにつき十二ニュートン」に、「九十キログラム」を「九ニュートン」に改め、同号に次のように加える。

イ　前号イに掲げる方法によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つたものである場合に限る。）。

ロ　日本工業規格A一一〇七（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）―二〇一二の圧縮強度試験によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体である場合に限る。）。